

消防団用小型動力ポンプ付積載車購入

(デッキバンタイプ)

仕様書

かすみがうら市消防本部

## 第1章 小型動力ポンプ積載車

### 第1節 総則

#### 第1 目的

この仕様書は、かすみがうら市（以下「発注者」という。）が購入する小型動力ポンプ積載車（以下「車両」という。）及び小型ポンプに関して必要な事項を定める。

#### 第2 契約

- 1 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、疑義等については、発注者と協議を行い、内容を十分に熟知したうえで契約すること。
- 2 受注者は、契約後、仕様書の詳細について発注者と協議を行い、製作承認図等を作成のうえ、提出し、発注者の承認を得たうえで製作、購入に着手すること。

#### 第3 仕様

車両及び資機材の仕様は原則本仕様書のとおりとし、同等品以上とする場合は、発注者と協議のうえ、承認を得ること。

#### 第4 疑義

受注者は、製作にあたり、本仕様書に記載されていない事項が必要になった場合又は疑義が生じた場合については、速やかに発注者と協議するものとし、受注者の一方的な解釈によることなく、発注者の指示を受けること。

### 第2節 納入期限・納入場所

#### 第1 納入期限：令和9年3月31日

（ただし、契約後状況に応じて双方合意のもとであれば、変更可能とする。）

- 第2 納入場所：新規検査および新規登録を受け、本市に納入すること。なお、納入の日時については、担当者と協議し、納入後車両及び小型ポンプ取扱説明をし、技術指導を行うこと。

### 第3節 車両の仕様

#### 第1 品名・数量

- 1 品名 小型動力ポンプ積載車
- 2 数量 1台

#### 第2 条件

- 1 車両は、「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）及び「動力消防ポンプの技術上の企画を定める省令」（昭和49年自治省令第35号）並びに排出ガス規制に係る全国の都道府県条例等に

適合し、完成後は、道路運送車両法に規定する緊急自動車として新規登録を受け、これに合格するものとする。

- 2 車両及び車両各部の構造装置等は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み、災害活動現場での使用に耐えること。特に、長距離走行等に起因する振動による金属疲労には、十分に配慮すること。
- 3 使用取扱いに係る安全性及び操作性に優れたものであること。
- 4 清掃、点検、整備及び調整が安全に行えるものであること。
- 5 車両の艤装に使用する全ての材料は、日本工業規格品（以下「JIS」という。）又は、これと同等以上のものとする。
- 6 車両の製作にあたり、工業所有権に係る問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。
- 7 車両、艤装及び装置類のメンテナンス体制の確保と必要な消耗品、部品等の供給は、納入日から最低 10 年間保証すること。
- 8 消防活動又は訓練で使用した際に発生した車両及び艤装装置の構造上の不具合による故障については、受注者の責任において修理、修繕すること。

#### 第 4 節 代行業務

- 1 受注者は、車両及び資機材の新規登録に係る手続き並びに廃車車両の手続きについても受注者が行うものとし、経費については契約金額に含むものとする。  
廃車する車両は責任をもって廃車処理し、完全抹消後は当該書類を提出すること。
- 2 登録に関する一切の経費については受注者が負担すること。  
(自動車登録手数料、ご当地ナンバー申請手数料、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用、リサイクル料含む)

#### 第 5 節 製作上の注意

- 第 1 消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。  
各装置及びパーツの取り付けは、原則としてボルト締め付けとすること。  
なお、ボルト等は、必要に応じてネジロック剤等で確実に締め付けること。
- 2 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。
- 3 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- 4 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- 5 全体的に、重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。
- 6 堅牢にして長期の使用に十分に耐えうるものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- 7 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離の恐れのある部分には、適切な保護対策を講じ

ること。

## 第2 車両表示

- 1 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語又は英語で適切に表示すること。
- 2 車両に使用する単位等の表示は、すべてSI単位で表示すること。

## 第3 保証

故意、過失による故障及び破損等を除き、納入後1年とする。ただし、リコール等による不具合が生じた場合は、速やかに発注者に連絡を行うとともに、無償にて部品の交換修理を行い、交換状況等を随時発注者に報告すること。

## 第4 事故防止

架装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害等については、受注者が一切の責任を負うこと。

## 第6節 提出書類等

第1 受注者は、契約後、車両製作前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を受けること。また、車体の艤装にあたっては、仕様内容が満たされるよう発注者と協議を行い、細部等について確認を行うこと。なお、仕様等に疑義が生じた場合は、別途協議し指示を受けるものとし、発注者の指示と相違することのないようにすること。

- (1) 製作工程表
- (2) 車体艤装図
- (3) 装備取付図

第2 納車時に次の各書類を提出すること。

- (1) 保管場所標章・自動車検査証・自賠責保険証明書・リサイクル券・緊急自動車届出確認証
- (2) 車両完成図
- (3) ポンプ性能試験表
- (4) 個別検定合格証
- (3) 車両取扱説明書及び取扱説明書
- (4) 納品明細書
- (5) 工程写真
- (6) その他発注者の指示するもの

## 第7節 材質の規格

- 1 材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。
- 2 外部に取り付けるボルト、ナット類は、原則ステンレス製を使用すること。ただし、強度が必要な箇所に使用するボルト等についてはこの限りではない。

- 3 シーリング材は、弾力性のある物を使用し、経年劣化により硬化しないものとする  
こと。

## 第8節 シャシ

### 第1 主要諸元

- 1 形状 デッキバンタイプ（ダブルキャビン）
- 2 駆動方式 4輪駆動
- 3 トランスミッション：オートマチック
- 4 エンジン 排気量 660 cc以下  
出力 36kw 以上
- 5 燃種 ガソリン
- 6 乗車定員 4名
- 7 車体寸法 全長 3,400mm 以内（艀装前寸法）  
全幅 1,480mm 以内（艀装前寸法）  
全高 2,000mm 以下（艀装前寸法）
- 8 タイヤ オールシーズンタイヤ 計4本
- 9 装備品

- (1) エアコン：純正品
- (2) パワーステアリング
- (3) ラジオ：AM・FM
- (4) フロアマット：一式
- (5) サイドバイザー：運転席、助手席ドア上部
- (6) バックブザー
- (7) 泥除け：全輪
- (8) 車両標準工具：一式（ジャッキ含む）
- (9) 発煙筒：1本
- (10) 非常停止板：一式
- (11) タイヤチェーン：1組
- (12) パワーウィンドウ
- (13) 集中ドアロック
- (14) ブースターケーブル
- (15) エアバッグ（運転席・助手席）

## 第9節 艀装

第1 基本構造は、次に掲げるものとする。

- 1 艀装は、シャシ、空間を最大限に活用し、搭載品が無理なく収納できるようにすること。なお、安全面、機能面にも考慮した艀装を施すこと。
- 2 艀装は、総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。
- 3 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関しては、工具類を使用するためのスペースを確保すること。
- 4 後部デッキの材質は、骨格に一般構造圧延鋼材、アルミ材等を使用し、外板は、外部からの衝撃等に十分耐えうる強度を有する材質を使用すること。
- 5 塩害等過酷な外部環境に長時間耐えうる、十分な防錆性能を有する材質を使用すること。
- 6 後部荷台上では、小型動力消防ポンプ及び各種資機材を収納し、操作及び持ち運びを安全かつ容易に行え、走行中の振動、移動等による破損を生じないよう安全確実に固定できる積載装置を取り付けること。なお、ポンプ積載部の床は、排水を考慮しコーキングやゴムパッキン等で防水処置を行うこと。  
また、ポンプの出し入れについては、電動油圧式昇降装置を使用すること。
- 7 資機材収納部にはアルミ製ラック等を用い、消火活動に必要な資機材（ホース・管鎗）を収納する。
- 8 資機材収納部には、夜間においても容易に取り出しができるように必要な照明装置を設けること。また、消防ホース（65mm）を5本積載できるスペースを設けること。
- 9 吸管取付装置は架台後部に吸管を二十巻きで取付け、容易に着脱できる構造にすること。
- 10 運転席上方ルーフにスピーカー内臓型標識灯散光式警光灯を取り付け、電子サイレンアンプをダッシュボードに取付けること。車両前部・後部に赤色点滅等を取り付けること。
- 11 消防団マークは車両フロントパネル中央に取り付けること。
- 12 デジタル無線機のアンテナを取り付けし、旧車両よりデジタル無線機を移設すること。
- 13 旗付けパイプを設置すること。

## 第2 電装

- 1 バッテリー、ヒューズボックス間のメインケーブルにはヒューズを介し、配線すること。また、車両の ACC 信号で接断できる構造とすること。
- 2 艀装電装ヒューズボックスは、ブレードヒューズタイプをキャビン内の適所に設置し、各ヒューズの配列と電流容量を明記したラベルを貼ること。
- 3 各機器への配線は、使用電流容量に適応したものを使用し、連続使用にも耐えるケーブルを用いて配線を施すこと。また、配線は振動、氷着も考慮し、確実に保護、固定を行うこと。
- 4 雨漏れ等のないように適切に取り付け、防水対策に十分対処すること。
- 5 アース線は、各機器からのアース線と確実に接続し、極端な集合アースは避けること。
- 6 消防ポンプ用充電器は、過充電防止付とし、キャビン内に取り付けること。  
また、AC100V入力マグネットコンセントを荷台後部に設け、充電器を介して充電できる装置を設けること。なお、差込口には、カバーを取り付け蝶板式にて開閉できることとし、付属品として専用のコードを備えること。
- 7 電子サイレンアンプ、スイッチ類等は、前座席上部又はダッシュボード内に取り付けること。
- 8 赤色警光灯及び赤色点滅灯は高輝度 LED とすること。
- 9 散光式赤色警光灯は車両ルーフ部に取り付けること。
- 10 赤色警光灯の中央に標識灯を取り付けること。
- 11 赤色点滅灯は、前部フロントパネル及び後部に取り付けること。なお、補修交換が容易な方法で本体を取り付けること。
- 12 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。
- 13 電子サイレンアンプは、出力 50W 以上のアンプとし、警鐘、サイレン音内蔵及び音声合成機能付であること。
- 14 スピーカーは、防振処置を施すこと。
- 15 電子サイレンアンプに、音声合成機能を操作出来るマイクを取り付けること。
- 16 車両バッテリー用充電器及び可搬ポンプバッテリー充電器内に取り付けること。
- 17 車両バッテリー充電用及び可搬ポンプ充電用コンセントを取り付けること。  
接続はマグネットコードとし緊急出場時には容易に取り外せること。
- 18 ドライブレコーダーの電源接続は車載バッテリーからの配線とする。

## 19 艀装／電装取付一覧

赤色警光灯	1 式	高輝度 LED (スピーカー付)、標識灯 (黄色)
電子サイレンアンプ	1 式	マイク付 音声合成付
前部 赤色点滅灯	1 式	高輝度 LED 2 個
後部 赤色点滅灯	1 式	高輝度 LED 2 個
LED室内灯	1 式	角型
電動油圧式昇降装置	1 式	
消防ポンプ用充電器	1 台	自動充電器 外部 100V 入力コンセント付
ドライブレコーダー	1 式	SDカード附属
バックモニター	1 式	
消防団デジタル無線	1 式	移設
旗付けパイプ	1 式	ステンレス製
後退警報ブザー	1 式	

## 20 消防付属品一覧

品名	数量	摘要
消防ホース	5 本	65mm×20m 1.3M p a
吸管ホース	1 本	75mm×6m
吸管ストカゴセット	1 式	ヒッパラー金具、媒介金具、環付ロープ付
吸管枕木	1 個	
管槍	1 本	噴霧ノズル付
とび口	2 本	1.5m 以上
消火栓媒介金具	1 個	75mm ネジ雌×65mm 町野雌
消火栓開閉金具	1 丁	地下式
消火栓キー	1 丁	
剣先スコップ	1 丁	
金てこ	1 丁	
消火器	1 本	ABC 粉末自動車用 10 型
車輪止め	1 組	
ホースブリッジ	1 組	スーパー L 合成ゴム製
フローティングストレーナ	1 台	サイズ S
圧力逃し弁付中継媒介金具	1 個	

## 21 その他

消防付属品一覧の機材を積載するために必要な積載スペースを車内に確保するとともに、取付金具等を適所に設置すること。なお、資機材の積載スペースの寸法及び積載場所については、発注者と協議の上、決定すること。

## 第9節 塗装及び記入文字等

- 1 車両は、防錆塗装を行いキャビン外部及び荷台艤装部に赤色塗装を施すこと。
- 2 車両の記入文字は下記のとおりとし、文字の大きさは別途協議するものとする。  
統一事項：丸ゴシック体で左書きとし、金色黒縁とする。ただし、標識灯については丸ゴシック体で左書きとし、黒とする。
  - ① 車両フロント 『 かすみがうら市 』（助手席側）
  - ② 左右ボディ側面 『 かすみがうら市消防団 第5分団第1部 』
  - ③ 標識灯 『 5-1 』
- 3 塗装内容及び文字サイズ・配置等事前に打合せをした後に施工すること。

## 第10節 表示

- 1 スイッチ類には、すべて名称及び必要な表示をすること。
- 2 計器類には、絵文字又は名称を表示すること。
- 3 AC100Vのコンセントには、その取り付け部の直上に「AC100V」と表示すること。
- 4 燃料補給口には、燃料の種類を表示すること。

## 第2章 小型動力ポンプの仕様

### 第1節 品名・数量

- 1 品名 小型動力ポンプ
- 2 数量 1台

### 第2節 性能及び諸元

- 1 動力消防ポンプ規格に規定する小型消防ポンプB-2級合格品とする。  
また自動中継機能付とする。
- 2 自動吸水システムのものとする。
- 3 水冷式とする。
- 4 低騒音、低振動、低燃料型のものとする。
- 5 オートパワーオフ装置付きのものとする。
- 6 オーバーヒート防止装置付きのものとする。
- 7 冷却水還流装置付きのものとする。
- 8 計器類は、暗い場所でも視認性の良いものとする。
- 9 セルスターター装置付きのものとする。
- 10 フューエルインジェクション装置付きのものとする。
- 11 附属品として、投光器を装備すること。
- 12 4ストロークエンジンとすること。